

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

準備書面（29）

（司法審査の在り方についての補充）

2018（平成30）年6月25日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

目次

第1	はじめに	4
第2	科学の不定性と司法審査の在り方	4
1	司法審査における従来の科学観（固い科学観）の誤り	4
(1)	固い科学観と科学の不定性	4
(2)	科学の不定性と原発	5
(3)	科学的類推しかできない分野であること	6
2	「踏み越え」としての「工学的判断」の不当性	7
(1)	科学的類推に紛れ込む「踏み越え」	7
(2)	「踏み越え」としての「工学的判断」	8
(3)	福島第一原発事故以前の「工学的判断」の実際	9
(4)	平成24年改正後、「踏み越え」としての「工学的判断」は許されな いこと	11
3	科学技術社会論（STS）と司法審査	12
(1)	科学技術社会（STS）論	12
(2)	社会的合理性を判断するための比較衡量論	14
4	自然科学的領域と人文・社会科学的領域を峻別した司法審査の例	16
5	科学の不定性を踏まえた司法審査の具体例	18
(1)	ドイツにおける裁判例	18
(2)	下山憲治教授の見解に基づく原告らの主張	19
6	まとめ	22
第3	伊方最高裁判決の超克	22
1	固い科学観を前提とした判断からの脱却の必要性	22
2	原子力技術は、既に最先端の科学技術ではなくなっていること	23

3	伊方最高裁判決にみられる科学観は見直されるべきこと	24
第4	近時の裁判例にみられる原発に求められる安全性の程度と司法審査	25
1	原発に求められる安全性の程度と専門技術的裁量の範囲	25
2	福島第一原発事故による損害賠償請求訴訟に関する近時の裁判例	26
(1)	平成30年3月16日・東京地裁判決	26
(2)	平成29年9月22日・千葉地裁判決	27
(3)	平成30年3月15日・京都地裁判決	28
(4)	小括	30
3	科学の不定性を踏まえた司法審査の在り方	30
4	3に関する近時の裁判例	31
(1)	京都地裁判決	31
(2)	千葉地裁判決	32
(3)	東京地裁判決	33
第5	「行政庁の第一次的判断の尊重」は重視されるべきではないこと	34
1	平成30年3月19日・函館地裁判決	34
2	「行政庁の第一次的判断権の尊重」のドグマ	35
3	原子力行政に対する健全な警戒心を失ってはならないこと	36
第6	結語	37

第1 はじめに

本準備書面は、本件における司法審査の在り方について、近時の裁判例なども踏まえて追加して主張することを目的とする。

近時、原発差止訴訟だけでなく、福島第一原発事故に起因する損害賠償請求訴訟についても裁判例が相次いでいる。いうまでもなく本件は行政処分の違法について判断されるべき行政訴訟であり、民事差止訴訟や損害賠償請求訴訟とは性質を異にするが、例えば原発に求められる安全性の程度に関する判示や、科学の不確実性を踏まえて司法がどのように判断を行うべきかといった点については、共通する部分も多い。

そこで、以下、まずは科学技術社会論（STS）の文脈で語られる科学の不定性について述べたうえで、近時の裁判例に触れつつ司法審査の在り方について論ずる。

第2 科学の不定性と司法審査の在り方

1 司法審査における従来の科学観（固い科学観）の誤り

(1) 固い科学観と科学の不定性

従来、特に司法においては、科学とは確実なものであって、常に厳密に正解を導き出せるものであるという科学観、いわゆる「固い科学観」が支配してきた（甲F95・888頁）。

しかし、近時、科学の不定性が指摘されている（例えば平田光司「科学の卓越性と不定性」（甲F96））。

この本の中で、平田氏は、まず、科学一般について、司法が抱いている期待¹、すなわち、科学は確実なものであって正解を導き得る、ということにつ

¹ 尾内隆之・本堂毅「御用学者がつくられる理由」（岩波書店『科学』2011年9月号887頁以下）は、科学を水戸黄門の印籠に喩えて、「『科学的』と言われた瞬間、市民はひれ伏さな

いて、「もちろん、量子電気力学も100%確実に正しい知識とは言えません。多くの科学者は『かなり正確ではあるが、絶対とは言えない』と答えると思います。科学の知識とはそういうものであって、絶対に正しいと判っている科学知識は無いのです。どんなに確実と思われている知識でも、何らかの実験によって反証される可能性があります。」と述べる。そして、量子電気力学のような精密科学から離れ、より生活に密着した場面として、地球温暖化を例にとりながら、「高校までの物理の問題には必ず正解がありますので、科学の問題には必ず正解があつて、論争が起きるのはどちらかが間違っているから、であるように見えるかもしれませんが、科学の問題ではあつても、科学的に明確な答えが得られないことも多いのです。」「科学が関わる問題ではあつても、科学的に十分な説得力のある結論が得られないことも数多くあると言えるでしょう。このような問題はトランス・サイエンスと呼ばれていて…（略）…トランス・サイエンスの領域では科学者ごとに正しいと思う答えが異なることもあります。このようなことが『科学の不定性』の現れです。」と、科学の不定性に言及する（甲F96・7～8頁）。

(2) 科学の不定性と原発

このように科学には不定性が存在するが、平田氏は、「これが科学研究における論争であるなら、論争を繰り返しつつ、次第に解決に近づくことを期待していれば済む」が、「誰かの生命に関わる問題であつたり、人類の運命に関することがらでは、科学論争の終結を待ってから行動する、というようなわけにはい」かない、と指摘する。例えば、「患者の治療法が確定するころには、患者は亡くなっているかもしれ」ないし、「人類の活動によるCO₂の増加が地球温暖化の原因であることが反論の余地なく立証されたころには、人類は

なければならないかのようだ」と指摘している（甲F95・887頁）。裁判官も、科学を前にして、このような態度を囚われてきたことが福島原発事故を招いたことを肝に銘ずべきである。

滅亡寸前かもしれない。少なくとも当面の間正解が得られない問題について、不定性を有する現状の科学的知見を踏まえて、社会としてどのように対処を行うのかを考えることが重要であると指摘しているわけである（甲F96・8頁）。

原発、とりわけ地震学や火山学など地球科学の分野における予測問題は、まさにこのような分野の問題である。地震や噴火のメカニズム、地下の現状認識などが、反論の余地なく立証されるころには、大地震や大噴火の直前になっている可能性がある。だからこそ、そうなる前に、科学ではなく社会として、司法として十分な不確かさを取り入れた安全性を求める、その安全性を満たさない原発には断固としてノーを突き付ける必要があるのである。不定性を有する科学的知見の当不当を論ずるのは、大飯原発に関する平成26年5月21日福井地裁判決（判時2228号72頁）がいうように、科学的言論の場で解決すべきものであり、裁判所が立ち入って判断する必要はないし、判断すべき事柄でもない。

(3) 科学的類推しかできない分野であること

平田氏は、科学の得意分野と不定性が優位する分野とを区別して説明する。すなわち、科学が強みを発揮するのは、「多くの例によってチェックされているだけでなく、今後何度でも実験や観測によって確かめることができることにあ」という（甲F96・9頁）。そして、「自然法則が成立し、予言が可能となるためには、多数の、良くコントロールされた実験、観察が必要で」、「科学法則を適用するためには、前提となる条件がすべて『十分な精度』で満たされている必要がある」と述べる。「科学法則を用いて行われる判断の信頼性は、それに依存」するが、現実には「社会の中で現れる『科学的』問題には、法則はあっても前提条件が成立しているかどうか不明であったり、そもそも法則が無いことも多い」という（甲F96・12頁）。

例えば、前例や観測のない初めての事象については、「反復によって法則化されていない」ため、「これまでの法則化され、かなり確かと思われていることから類推して判断するしか無い」が、「その場合の判断は科学的判断というより科学的類推」と呼ぶべきであるという（甲F96・13頁）。下山憲治教授がいう「究明・獲得途上の専門知」も、この科学的類推によって得られた知見しかない状態を指すものと解されるが（甲F61・71頁）、信頼性を高めるデータが不十分な地震学や火山学なども、科学的類推を行っているに過ぎない。要するに、仮説でしかなく、その精度・信頼性は決して高くない。

2 「踏み越え」としての「工学的判断」の不当性

(1) 科学的類推に紛れ込む「踏み越え」

次に、平田氏は、このような科学的類推に紛れ込む「踏み越え」について、「類推による結論は、その確からしさの感覚も含めて科学者ごとに異なることがありますし、本人が意識していなくても科学以外の要素（価値観、社会的利害、経済的利害、文化）が入ってきてしまうこともあります。」と述べる（甲F96・13頁）。

尾内氏及び本堂氏は、このような科学の不定性が優位する分野において、科学的不定性（不確実性²）と価値判断が入り込む場合に、科学者が「科学の適用限界を踏み越えてしまう」という（甲F95・890頁）。

「科学的知見は、社会的判断の前提として不可欠であろうが、科学界の決

² なお、「不定性」については、英国のアンドリュー・スターリング教授によって類型化されている。スターリング教授は、有害事象の発生可能性（発生結果）についての知識が定まっている場合と定まっていない場合、発生確率についての知識が定まっている場合と定まっていない場合に分け、そのいずれも定まっている場合を「リスク」と呼び、いずれも定まっていない場合を「無知」と呼んだ。これに対し、発生可能性についての知識は定まっているが、発生確率についての知識が定まっていない場合を「不確実性」、反対に、確立については定まっているが発生可能性について定まっていない場合を「多義性」と呼んだ。地震や火山などの場合には、不確実性が問題となることが多く、不定性≡不確実性として使われることもあるが、本来、「不定性」はこれらすべてを包含する概念である。

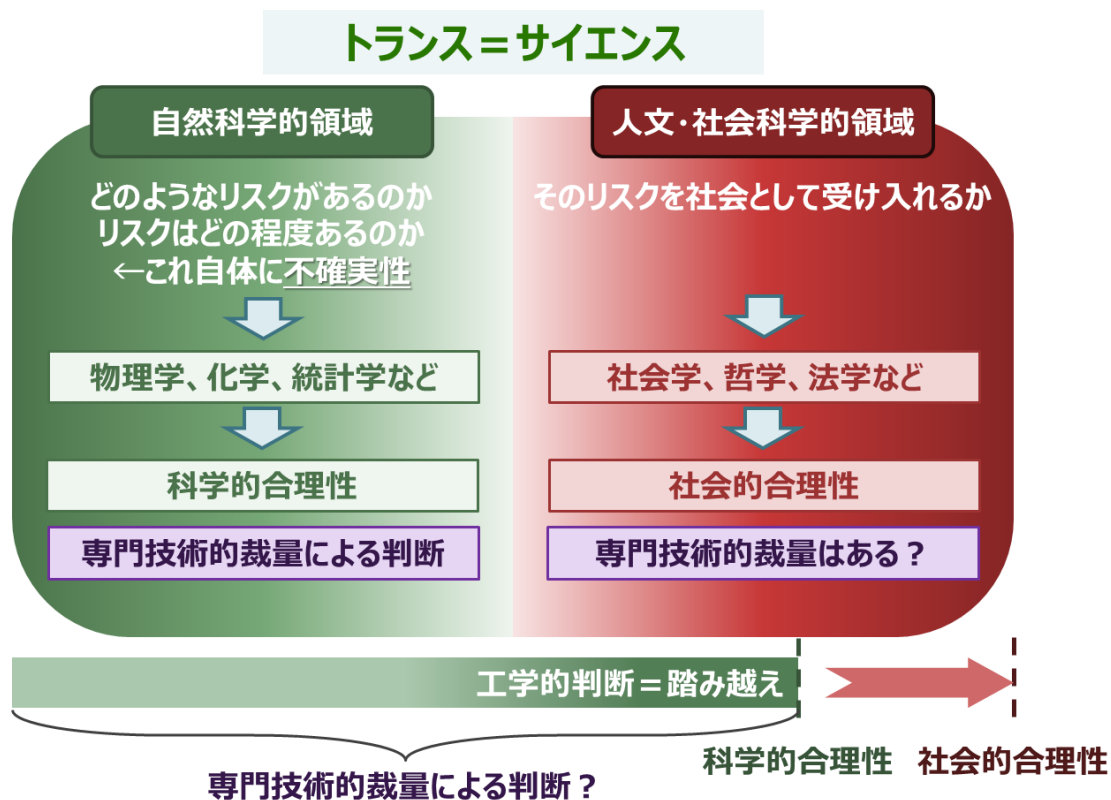
める科学的知見の妥当性と社会の受容性から定まる社会的妥当性は、その目的や判断基準が元来異なっている」。尾内氏及び本堂氏は、このことをルンバール事件を例に説明する。ルンバール事件では、医療行為と障害の発生に関して、医学的証明として因果関係が認められないとの専門家の意見が出されていたが、判決では医師の民事上の過失を認めた。要するに、「社会的判断（妥当性判断）に必要な科学的（専門的）知見の証明度と、科学者（専門家）集団が知見の妥当性を判断する際に必要と考える証明度が一般に異なること」はいくらでもあり得るのであり、「リスクの社会的受容基準としては、3日に1回の失敗が許される例もあれば、100年に1回の失敗も許されない例もある」のであって、「その受容基準は社会全体（あるいは個人）の価値判断に基づいて変化する」のである（甲F95・890頁）。

このように、司法が、科学的な妥当性を踏まえつつも、司法として独自に社会が受容し得る妥当性を提示することは、本来はごく当たり前のことなのであり、行政庁に専門技術的裁量が存在するという一事をもって、社会が受容し得る妥当性についてまで裁量を認めることは、科学による「踏み越え」を許すものであって、単なる責任転嫁にほかならず、司法の職責を放棄するに等しい。

(2) 「踏み越え」としての「工学的判断」

尾内氏及び本堂氏は、このような「踏み越え」の一つの例として、「工学的判断」の問題を挙げている。これまで、「極めて低い確率の事故や故障は、『工学的判断』においてはしばしば無視しうるものとみなされ」てきたが、「その判断のなかみは明確に言語化されてきたわけではなく、現場主義的な『専門家としての相場感覚』のようなもの」であるという。「原発の安全性評価に関する『割り切り』は、工学者が彼ら独自の『相場感覚』で社会の意思決定を代行してしまったものであり、「ここには、社会的判断に依拠した意思決定

とすべき論点でありながら、その『代行』を当然と見て疑わない無自覚が存在する。」という（甲F95・891頁，図表1参照）。



図表1 トランス・サイエンスと「踏み越え」としての「工学的判断」

(3) 福島第一原発事故以前の「工学的判断」の実際

「工学的判断」は、基本的に、建設することを前提として、どの程度のリスクまでに対応するかを判断するものであり、特に、福島第一原発事故以前の原発の安全性に関する「工学的判断」は、往々にしてコスト等との兼ね合いから、「確率の低いリスクまで考慮しては原発が建てられない」として、安全性の程度を低く見積もる方向になされてきた。

国会事故調査委員会報告書は、福島第一原発事故の根源的な原因として、地震があった平成23年3月11日以前に求められるとする。すなわち、福島第一原発事故以前から「本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴

代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた」とし、この圧力の源泉について、「電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係」と認定する。そして、「規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する『既設炉の稼働の維持』『訴訟対応で求められる無謬性』を後押し」することとなり、「規制する立場とされる立場の『逆転現象』が起き、規制当局は電気事業者の『虜（とりこ）』となっていた」と明確に認定している。

このような虜の構造の中で、福島第一原発事故以前の原発にどの程度の安全性が確保されてきたかについては、平成24年2月15日に行われた国会事故調査委員会の参考人質問における事故当時の班目春樹・元原子力安全委員長³の答弁³で明らかとなっている。すなわち、同氏は、「結局、この問題の更に根っこにあるところは、諸外国でいろいろと検討されたときに、わが国ではそこまでやらなくてもいいという、言い訳といいますか、やらなくてもいいということの説明にばかり時間をかけて、いくら抵抗があってもやるんだという意思決定がやりにくいシステムになっている、そこに問題の根っこがあると私自身は考えている」と述べている。

また、福島第一原発事故前の安全性について、「ややもすると、護送船団方式といいますか、一番低い安全基準かなんかを電力会社が提案すると、何となくそれを規制当局として飲んでしまう、で、今度は、それが出されると、国がすでにここでお墨付きを与えているんだから、安全ですよと言って、安全性を向上させる努力というのを事業者の方ではやらなくなってしまう、そういう悪循環に陥っていたんじゃないか」と、従前の安全性が極めて低い安全基準に基づいた安全性しか備えていなかったことを告白している。

現行の新規制基準が備えている安全性を検討するに際しては、変更前の基

³ https://www.youtube.com/watch?v=BEzPgK_sQCg&t=490s 3分27秒辺りから8分32秒辺りまで

準である福島第一原発事故以前の安全基準がどの程度のものであったのかを理解することが不可欠である。高浜原発に関する平成28年3月9日・大津地裁仮処分決定（判時2290号75頁）において、事業者が「福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである」と、従前の安全性からどこがどのように強化されたのかに着目した判断を行っているが、適切な着眼点といえる。

(4) 平成24年改正後、「踏み越え」としての「工学的判断」は許されないこと

このような「踏み越え」としての「工学的判断」は、福島第一原発事故後あるいは平成24年改正後も、厳然と存在する。原規委が平成28年6月29日に策定した「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成29年11月8日改訂）の§1の1-2-1には、原発に求められる安全性の具体的水準について、「原規委が時々の最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかなく、法は、原規委に対してこの選択も委ねたものである」とする。

原規委は、あくまでも科学者の集団であり、その構成員に、人文・社会科学の領域の専門家は存在しない。また、「専門技術的裁量」という用語も、裁判所が専門的知見を有しない自然科学的領域に関する裁量であり、人文・社会科学の領域について専門技術的裁量は認められない。にもかかわらず、原規委は、自分こそが原発の安全性を決められると公言して憚らないのであり、これこそ、まさに科学の適用限界を「踏み越え」て行う「工学的判断」である。そして、工学的判断は、前述したとおり、建設・稼働を前提としてなさ

れるのが一般であり，図表 1 に示すように，社会的合理性と比して，緩やかな安全性を許容する可能性が大きい。

このようなことを踏まえると，福島第一原発事故の被害を教訓とし，従前の原子力規制に対する反省から平成 24 年改正が行われたことを踏まえれば，法が，原発に求められる安全性の具体的水準についてまで原規委の判断（＝科学者による「工学的判断」）に委ねているなどということとはできず，司法は，自らの責任において社会的合理性が那邊にあるのかを追求しなければならない。福島第一原発事故後に，安全基準のどの部分がどのように安全側が変わったのか，それが社会が原発に求める安全性の程度に達しているのか，推進の論理に影響されることなく，厳格に見極める必要がある。

3 科学技術社会論（STS）と司法審査

(1) 科学技術社会（STS）論

ア 1 及び 2 で述べてきたような「科学の不定性」と「科学の適用限界の踏み越え」の問題は，従来，科学技術社会論（STS）という学問領域で議論されてきた問題であり，原告ら代理人の独自の見解ではない。

科学技術社会論（STS）とは，大阪大学の平川秀幸教授によれば，「“Science, Technology and Society”または“Science and Technology Studies”の略」であり，「それ自体が社会的活動の一つである科学・技術（Science and Technology; ST）の営みや，それ以外の一般社会との関わりのなかで発生する諸問題を扱う科学社会学を中心にしたもの」とされ，科学と司法の関わりを扱う科学技術法学もこれに含まれる⁴。

STS の研究者である東京大学の藤垣裕子教授は，「これまで，科学と社会の界面においては，単純に科学者集団の妥当性境界＝公共の妥当性境界

⁴ 平川秀幸「“STS”とは何か」

http://hideyukihirakawa.com/sts_archive/sts_general/what_is_sts.html

と信じられてきた時代があった。そのときは、社会的合理性は、科学的合理性によって担保されることも可能であった。しかし、これまで見てきたように、科学者集団の妥当性境界は、公共の妥当性境界とイコールではない」と述べる（甲F98・108～109頁）。ここでいう「妥当性境界」とは、特定の共同体において、その専門分野における知識が妥当であるかどうかを判断する基準を意味する。科学者集団の妥当性境界といえは、科学者集団の中で何が妥当かを決する基準であり、公共の妥当性境界とは、「公共の場において何が妥当かを決する基準」ということになる。

そして、科学者集団の妥当性境界によって保証される合理性を「科学的合理性」と呼び、これとは別に、様々な妥当性境界が存在する場合に、社会としてどの基準を採用するかを決める仕組みを「社会的合理性」と呼ぶ。ここに至って、科学的合理性が必ずしも社会的合理性とイコールではないことが分かる。ここにいう科学的合理性及び社会的合理性の区別は、原告が主張する「自然科学的領域」と「人文・社会科学的領域」の区別とパラレルに考えられる（図表1参照）。社会的合理性が科学的合理性とイコールでない以上、裁判所は、自ら原発の安全性に関する社会的合理性が那邊にあるのかを積極的に判断しなければならない。盲目的に科学的合理性＝社会的合理性と即断することは、この科学技術社会論に照らして許されない。

イ また、科学的合理性について、①科学者集団の妥当性境界でさえ、「今、まさに作りつつある境界」であって、確固とした境界ではなく、試行錯誤の繰り返しであること、時間とともに証拠は踏み固まるという性質をもつこと、②現代の公共的意思決定の最大の問題は、「科学者でさえ、『今、まさに作りつつある境界』のところで、つまり、科学者でさえ、答えをだせないところで、意思決定をしなくてはならないこと」であることなどが指摘されている（甲F98・111頁）。原発において、社会的合理性を科学的合理性と同視して、科学者による「試行錯誤」を繰り返してよいのか。

少なくとも、法は、「福島第一原発事故のような深刻な災害は二度と起こしてはならない」という立法事実をもとに制定されているのであるから、失敗を前提とする「試行錯誤」は許さない趣旨である。原発に求められる社会的合理性は、科学的合理性よりも厳格なものでなければならないことは明らかである。

(2) 社会的合理性を判断するための比較衡量論

ア では、司法は、どのような基準によって社会的合理性を判断すべきか。このような場合の司法的判断としては、一般に、原発を稼働することによって失われる利益と得られる利益との比較衡量という手法が用いられてきた。

このことを、藤垣教授は、福島第一原発事故に対する省察を行った論考の中で以下のように整理している（甲F99・158頁）。

藤垣教授は、まず、政府事故調報告書の中にある次の一文に着目する。

『想定外』という言葉には、大別すると2つの意味がある。1つは最先端の学術的な知見をもってしても予測できなかった事象が起きた場合であり、もう1つは、予想されるあらゆる事態に対応できるようにするには財源等の制約から無理があるため、現実的な判断により発生確率の低い事象については除外するという線引きをしていたところ、線引きした範囲を大きく超える事象が起きたという場合である。今回の大津波の発生は、この10年余りの地震学の進展と防災行政の経緯を調べてみると、後者であったことがわかる（政府事故調報告書、概要p25）」

そのうえで、藤垣教授は、この線引きについて、「科学的合理性（自然科学による確率予測）としては predicted（※引用者注…想定内）であった

のに、社会的合理性（実際に社会的対策がおこなわれるための設定基準）としては **unexpected**（※引用者注…想定外）として扱われていたことが示唆される。ここで追及しなくてはならないのは、政府事故調の2つ目の想定外、つまり『現実的な判断』による線引きの内容である。一般に、確率概念がリスク概念になるとときには、何か守るべきもの（人間の健康、あるいは環境）があり、それによって線（どこまでは守り、どこからは無視するのか）が引かれる。今回の場合の線引きは、人間の健康や環境を守るための線引きというより、経済活動を守るための線引きだったのではないか、という推測は十分に成り立つ。」と分析する。

イ そして、裁判所の判断に触れ、「高浜原発（福井県高浜町）の再稼働を認めなかった福井地裁の決定（2015年4月）及び大飯原発（福井県おおい町）の再稼働を認めなかった福井地裁の決定（2014年5月）では、人々が生命をまもり生活を維持するための人格権を全面にだし、経済活動としての原発の稼働はそれより劣位にあるとした。つまり、上記政府事故調にある『線引き』は、常に何をまもるかのをせめぎあいの中で決まるのである」とまとめている。

ウ ここに、司法として求められる判断の在り方が示されている。原発の安全性に関する線引きは、福島第一原発事故前と比較して、どれほど有意に変わったか。基準地震動の設定方法や想定すべき自然災害の規模について事故前とさほど大きな違いがないのだとしたら、原子力に関する規制は、依然として「人間の健康や環境を守るための線引きというより、経済活動を守るための線引き」ということになりかねない。原発が稼働すること、事故が起こることによって失われる利益は、まさに大飯原発・福井地裁判決が指摘するように、「生命を守り生活を維持する利益」という「人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」である。これに対し、原発を稼働す

ることによって得られる利益は、電気事業者の経済活動にすぎない⁵。このような大枠としての比較衡量を踏まえつつ、きめの細かな比較衡量を行うことによってのみ、社会が原発に求める安全性の程度は測り得るのである。

4 自然科学的領域と人文・社会科学的領域を峻別した司法審査の例

このように、科学的合理性と社会的合理性の違いが意識され、法解釈の中に取り入れられている例は、原発訴訟以外にも見ることができる。

例えば、刑事裁判における責任能力判断の方法について、東京医科歯科大学の岡田幸之教授による論文（甲F100）などで示された、いわゆる「8つのステップと7つの着眼点」は、既に実務にも定着しつつある。

これは、責任能力の判断構造を、①精神機能や症状に関する情報収集、②精神機能や症状の認定、③疾病診断、④精神症状や病理と事件の関連性の描出、⑤善悪の判断や行動の制御への焦点化、⑥法的文脈における弁識能力、制御能力としてみるべき具体的な要素の特定、⑦弁識・制御能力の程度の評価、⑧法的な結論という8つのステップに整理するもので（図表2参照）、①ないし④が医師の専門性が発揮されるべき事項（科学的合理性の部分）であり、⑤以降は法的判断事項（社会的合理性の部分）であることが意識されるようになった。岡田教授は、従来の精神鑑定において、「鑑定医がステップ⑧を述べ、法曹がその採否を決めるという構造」があったと指摘しているが（図表3参照）、原発訴訟においても、住民側の主張を退けた決定は、いずれも「科学者が原発の安全性に関する結論まで述べ、裁判官がその採否を決めるという構造」になっていたといわざるを得ない。このような時代遅れの科学観に基づく判断枠組みから脱却し、市民の権利を守るために、積極的な判断をすることが司法に期待され

⁵ 電気の必要性については、原発がなくても停電すら起こらなかったことから、「原発がなければ電気が足りなくなる」という関係が成り立たないことが明らかになっている。また、再生可能エネルギーの急速な普及・技術革新により、十分に電気は賄えることも、諸外国の例（例えばドイツなど）に照らせば、明らかである。

ているし、それは十分に可能なことである。

表1 刑事責任能力判断の構造

ステップ	内容
①精神機能や精神症状に関する情報の収集	精神機能や精神症状に関する多様な情報を収集、整理する。家族歴、生活歴、病歴、心理学的・医学的検査、面接記録など鑑定書の大部分がこれにあたる。
②精神機能や精神症状（健常部分を含む）の認定	①を精神医学的に評価し、精神機能の評価や精神症状の特定をする。何をどのような異常や正常とみるかという症候学のあてはめが行われる。
③疾病診断	②に伝統的診断の「疾病概念」や操作的診断の「診断基準」をあてはめて診断を特定する。医学的妥当性を確認する意味があるが、疾病概念や診断基準は絶対普遍的真理のようなものではないことに注意が必要である。
④精神の機能、症状、病態、病理（健常部分を含む）と事件の関連性	②（③ではない）が事件にどのように影響したかを具体的な物語として描出する。鑑定という事実判断の核心部分であり、その要旨こそが鑑定主文となるべきものである。
⑤善悪の判断や行動の制御への焦点化	④のうち、善悪の判断や行動の制御にかかわるような部分に注目して整理する。たとえば、動機のどのような部分に精神症状と正常心理がどう影響したのかなどに焦点をあてて整理をする。
⑥法的な弁識・制御能力としての特定	⑤に、あらためて法的な解釈をあてはめをして「弁識能力」「制御能力」として見るべき要素を具体的に特定する。
⑦弁識・制御能力の程度の評価	⑥の能力の減損の程度が「失われている」「著しい」あるいはそれらに達さないかについて法的に評価する。
⑧法的な結論	⑦を最終的な責任能力の法的結論、すなわち「心神喪失」「心神耗弱」「完全責任能力」の3分類をあてる。

図表2 刑事責任能力の判断構造

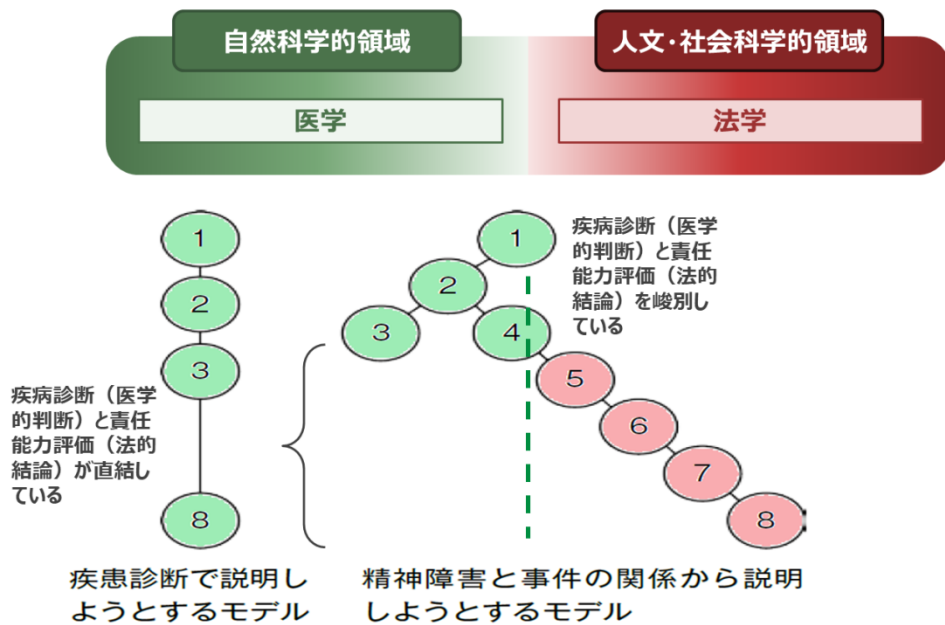


図1 8ステップと責任能力判断に至る構造

図表3 責任能力判断における自然科学的領域と人文・社会科学的領域の峻別

5 科学の不定性を踏まえた司法審査の具体例

(1) ドイツにおける裁判例

ア ドイツにおける裁判例については、訴状にも記載したところであり、重複はできるだけ避けるが、ドイツでは、原子力法において「原子力の危険と電離放射線の有害な作用から生命・健康・財産を保護すること」が目的とされており(原子力法1条2号)、必要とされる事前配慮がある場合には、技術的に不能であっても措置を講じなければならず、技術の活用に対する人の生命・健康の価値の優越性が承認されている(甲F101・4～5頁)。我が国においても、原規委が事故発生防止に最善かつ最大の努力をしなければならないことを定め(原規委設置法1条)、推進の論理に影響されることなく国民の安全の確保を第一とすることが決議されているのであって(甲B8・1項)、ドイツの法規制と大きく異なるところはない。

イ ドイツにおいても行政庁の裁量は認められているが、上記法の趣旨に照らし、その裁量には、①現存する不確実性を排除するために、工学上の経験則に準拠するだけでは足りず、科学(理論)的な想定や計算に過ぎないものをも考慮に入れなければならず、②全ての支持可能な(代替可能な)科学的知見を考慮に入れなければならず、支配的な見解に寄りかかることは許されず、③十分に保守的な想定をもってリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮に入れなければならない、という制約が存在する(甲F101, 20～21頁)。

ウ やや敷衍すれば、例えば、1985年12月19日に連邦行政裁判所においてなされたヴィール判決⁶は、危険性が高度の蓋然性のレベルにまで至っていない場合⁷であっても、これが排除されなければならないと判示し、

⁶ Wyhl 原発訴訟に関する判決。

⁷ ドイツでは、このような危険性のことを「リスク (Resiko)」と呼び、高度の蓋然性のレベル

「リスクの調査及び評価における不確実性は、そこから生ずる疑念の程度に応じて、十分に保守的な考察によって対応しなければならない。その場合、行政庁は『通説』に依拠するのではなく、代替可能な全ての学問上の見解を考察の対象としなければならない」と判示し、一応の合理性がある科学的見解については、これを恣意的に無視してはならないことを明示している（甲F13・31～33頁）。

エ この判断は、その後の原発訴訟でも引き継がれている。例えば、1988年9月9日の第一次ミュルハイム＝ケアリッヒ原発連邦行政裁判所判決⁸は「許可においては、事実上排除されなければならないリスクの問題が未解明のまま残されていることは許されない」として、一応合理的な科学的根拠を有する知見に対して、これを無視することは許されないことを明確に述べている。

オ さらに、第二次ミュルハイム＝ケアリッヒ判決⁹において、行政が科学の不確実性をどのように処理したのか不明にしておくと、司法がその判断過程を追うことができず、そのこと自体が調査の過誤・欠落であると判断されている（甲F103・54頁）。

カ 重要なのは、司法は、被告や参加人が依拠する特定の見解の当不当について判断するのではなく、他の代替可能な見解、たとえそれが抽象的な理論や技術的に不可能なことを求めるものであったとしても、それを適切に考慮したか否かを判断する必要があるという点である。

(2) 下山憲治教授の見解に基づく原告らの主張

ア 下山憲治名古屋大学教授は、科学的不確実性が存在する場合の法的対応・判断について、次のように述べている。

である「危険（Gefahr）」と区別している。

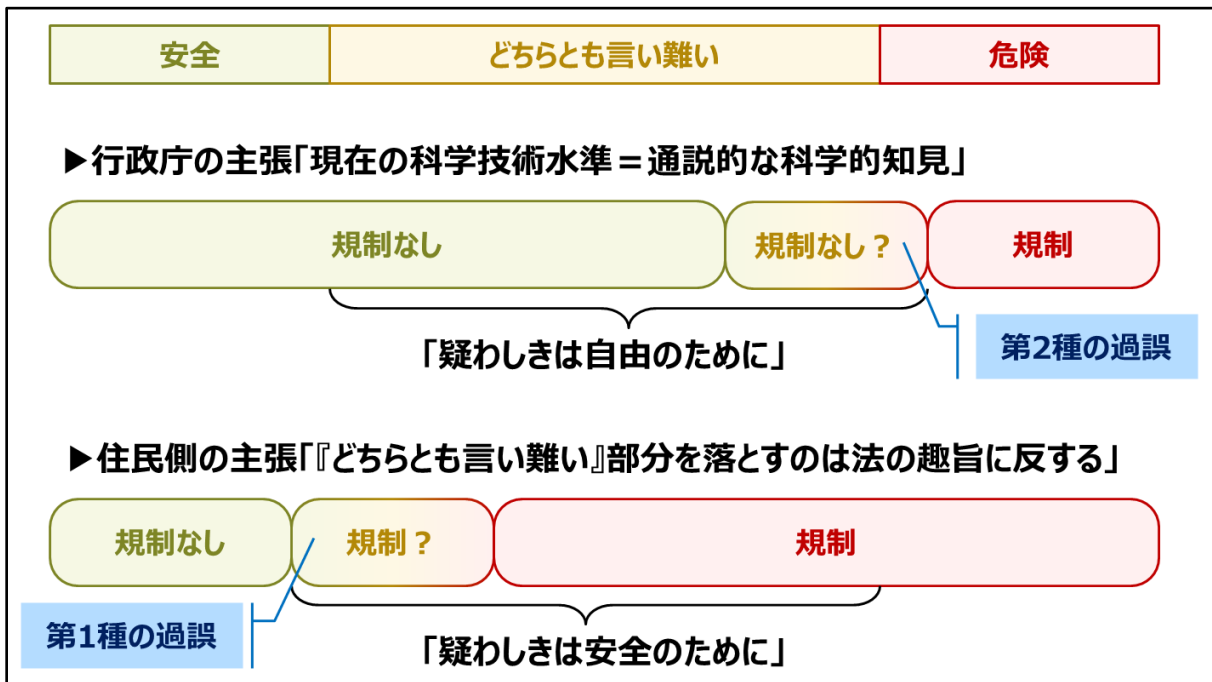
⁸ Mülheim-Kärlich 原発第一次訴訟に関する判決。

⁹ Mülheim-Kärlich 原発第二次訴訟に関する判決。

「法的判断はある事実の存・否や適法・違法という二元的判断・評価であるため、自然科学における判定として表現される『ゼロ』と『イチ』の間の定量的な確率値または定性的表現をどのように処理し、規範的に評価するのかが必然的に問われる。このように、仮に専門知¹⁰を取り入れても、不確実性・多義性のもとでは、(仮にあるとしても)唯一正しい解決に向けた意思決定(法の適用)ができるとは限らない。この場合、たとえば、要件¹¹を充足していないのに『充足している』と誤判定し権利・自由を制限してしまう『第一種の過誤』と、逆に、充足しているのに『充足していない』と誤判定し保護すべき権利利益に被害が発生してしまう『第二種の過誤』という統計学上の区分が参考となる。つまり、対象となる法制度の趣旨・目的が指向する方向性が『第一種の過誤』の回避にあれば『疑わしきは自由のために』、『第二種の過誤』の回避にあれば『疑わしきは安全のために』という基本方針に結びつく。これら基本方針は相互の対抗関係を明確化するために相当単純化したモデル・理念型であって、その間に位置する方針を否定するものではない。また、この第一種の過誤と第二種の過誤、そのいずれの回避を重視するかは、トレード・オフの関係にある」(甲F102(甲F60の別頁)・72頁。図表4参照)。

¹⁰ 下山教授は、「科学・技術に関わる知識や知見」と定義している(甲F102・52頁)。

¹¹ ここでは原発のような「許可要件」ではなく、「規制要件」を指している。規制要件を充足すると、規制が発動して事業者の権利・自由を制限することとなる。



図表4 統計学における過誤と基本方針

これまで原告らが述べてきたような原発の持つ潜在的な危険性、事故が起こった場合の被害の特殊性や福島第一原発事故後の法改正の趣旨に照らせば、原発の規制においては、当然に「第2種の過誤」の回避が基本方針とされるべきである。すなわち、法解釈に当たっては、「疑わしきは安全のために」という基本方針が採用されなければならない。

イ そのような前提を踏まえ、科学に不定性（不確実性）が存在する場合に、行政庁の判断に「過誤，欠落がな」く、行政庁の判断が不合理とはいえないと評価されるためには、次のような観点が検討されるべきである。すなわち、

- ① その時点において利用可能で、信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること、
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること、

- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較
衡量していること、
- ④ その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されて
いること、
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと、
- ⑥ 事後的に、必要に応じて当初の決定内容を修正・変更する義務が尽
くされていること、

の各点について、被告はこれらすべてを満たしていることを立証すべきであり、いずれか1つでも満たさない場合には、行政庁の判断に過誤、欠落があると推認すべきである（甲F102・79頁）。

6 まとめ

以上のとおり、本件においては、科学の不定性（不確実性）を十分に踏まえつつ、司法が、行政庁の専門技術的裁量の適用範囲を適切に認識したうえで、原発に求められる安全性の程度を積極的に判断する必要がある。それは、科学的にどの見解が正しいのかという当不当の判断ではなく、どのような知見までを考慮しなければならないのか、それを適切に考慮しているのか否かという観点からの判断であるべきである。

第3 伊方最高裁判決の超克

1 固い科学観を前提とした判断からの脱却の必要性

第2で詳述したとおり、司法の世界でも、科学的合理性と社会的合理性との違いを踏まえ、固い科学観に捉われずに、適切な判断を行う例が存在するにもかかわらず、原子力の世界、とりわけ差止訴訟の場面では、原規委の「考え方」にみられるような「科学の適用限界の踏み越え」や、そのことに無自覚な司法の「固い科学観」を前提とした科学に対する妄信から脱却しきれていない。そ

これは、平成4年の伊方最高裁判決が、原子力技術を「先端技術」と捉え、行政庁の判断についてこれらの点に注意を払うことなく、安易に「専門技術的裁量」を認めたことに遠因があると思われる。

2 原子力技術は、既に最先端の科学技術ではなくなっていること

櫻井敬子教授は、伊方最高裁判決の最大の問題点を、「(原子力) 審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものである」という判示部分にあるという(甲F104・58頁)。そして、「それは、同判決で述べられる原発の基本イメージがとうに時代遅れになっており、現代の原発イメージをものはや的確に表していないという点である。かつて、原発訴訟は文明論にも関わる壮大な『科学裁判』であり、未来社会のあり方に関わる『未来裁判』と受け止められたが、これは、科学技術に対する信頼と将来性が素朴に信じられていた時代の反映に他ならない」と述べる。さらに、このような伊方最高裁判決について、「原子力に対するこうした『昭和的』と称する他はない、レトロなイメージを濃厚に漂わせ」と述べる(甲F104・58頁)。

平成4年時点では、伊方最高裁判決のような判断にも一定の合理性があったかもしれないが、判決から既に25年以上が経過し、この間、科学は急速に進展し、トランス・サイエンスが意識されるなど、科学観も大きく変化した。

櫻井教授は、「今日、原子力技術はもはや時代の最先端技術であるとはいい難く、このことは原子力に携わる関係者の多くが自認する事理であるといって差し支えないというのが筆者の基本的な現状認識である。原子力技術は、例えば、水力・火力発電に係る技術に比して相対的になお複雑系であるということが一応いえるとしても、その性質はすでに一定の安定性を獲得し、かつ日常的で汎用性のある技術となっており、少なくとも現在実用化されているプラントは、

技術としてはその太宗¹²がすでに陳腐化した、また、そうであるがゆえに工学的コントロールの可能な、定型的な技術の総体として理解される存在である」とする。そして、「今日、原子力技術のレベルは平成4年段階のそれとは同じではない。原子力発電所と水力・火力発電所の相違は、今や技術として最先端であるか否かではなく、原子力施設が放射性物質を扱うがゆえに、いったん事故が起きた場合の被害の甚大さ、深刻さにおいて前者が後者をはるかに凌駕するという、すなわち、被害の異質性にこそ認められる」という。「何をもって『高度な最新の科学的、専門技術的知見』を要する技術であるかを定量的に決定することは容易ではないが、現代における最先端の科学技術としては、たとえば、小型人工衛星、ロケットなど、開発と実験を繰り返し、失敗の絶えない、変化と進歩の著しい宇宙ビジネス分野、あるいは人工知能（AI）に象徴されるロボット工学の分野、さらにはサイバー空間を構成するIT関連の技術分野が直ちに思い浮かぶところであり、バイオテクノロジーやナノテクノロジーなど、ライフサイエンスの領域における新技術もここに数えることができよう。これらが今日という時代の最先端技術であることに異論はないと思われるが、こうした先端技術との比較において原発技術を改めて眺めるとき、伊方最高裁判決の認識はいかにも古く、その時代的限界を如実に示していることが理解されよう」と述べる（甲F104・59～60頁）。

3 伊方最高裁判決にみられる科学観は見直されるべきこと

この点は、大飯原発3、4号機に関する福井地裁平成26年5月21日判決が、「(人格権侵害を根拠とする差止訴訟における)裁判所の判断は、…(略)…必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」と述べるとおりである（甲F14・42頁）。原子力技術が最先端の技術であって、裁判所には到底判断のできない高度な科学技術を用いているという認識は昭和然とし

¹² 引用者注…「太宗」(＝大部分)の誤記と思われる。

た極めてレトロな感覚であり、改められなければならない。しかし、原規委や事業者は、原子力技術を神棚の上に祭り上げ、司法には到底判断のできないもの、原規委や事業者の判断に従っていけばよいかのように主張する。断じて惑わされてはならない。冷静に原子力技術を見つめたうえで、科学の不確実性を踏まえ、適用限界を見極めてこそ、裁判所は科学の呪縛から解放され、社会的合理性の観点から、真に適切な司法判断が下せるし、第2の福島第一原発事故を未然に防ぐことができる。

第4 近時の裁判例にみられる原発に求められる安全性の程度と司法審査

1 原発に求められる安全性の程度と専門技術的裁量の範囲

本件のような行政処分に関しては、被告行政庁が処分の際して行った調査審議の際に用いられた具体的基準が合理的であったか否かという点と、具体的基準に依拠してなされた適合判断に過誤、欠落があり、当該処分が裁量権を逸脱、濫用してなされたものといえるか否かという点が審理の対象となる。

ここでは、伊方最高裁判決で述べられたとおり、行政庁に専門技術的裁量があることを前提に、その逸脱、濫用の有無が判断されるのであるが、ここにいう専門技術的裁量の範囲が問題となる。

この点に関し、平成24年の原子力関連法の改正は、福島第一原発事故の悲惨な被害、原発事故被害の特異性¹³を立法事実として行われ、そのような深刻な災害を二度と起こさないようにすることを目的としてなされたものであるから、原発に求められる安全性の程度はその目的に沿う程度の高度なものでなけ

¹³ 他の科学技術が事態の進展に伴って終息していくのに対し、Ⅰ) 原発事故は事態の進展に伴ってむしろ拡大していく点、Ⅱ) トライアルアンドエラーによる実験と実証、検証を踏まえた安全性の向上という過程を踏むことができない点、Ⅲ) 地震や火山など科学的にも不確実な現象に対応しなければならない点、並びに、Ⅳ) 原発事故被害が、i) 遺伝子を傷つけて回復できないという意味での不可逆・甚大性、ii) 極めて広範な地域に大量の放射性物質をまき散らすという広範囲性、iii) 半減期が長く、原発の利用を承認していない将来世代にも深刻な被害を生じさせかねないという長期・継続性、及び、iv) 地域のコミュニティを根こそぎ破壊するという全体性という特徴を有する点など、他の科学技術にはない被害の特殊性が存在する。

ればならず、その裏返しとして、原規委に認められる裁量は万が一にも深刻な災害を起こさないようにするという観点に照らして相当限定的なものと解すべきである。原発にどの程度の安全性が求められているかについてまで広範な裁量が認められるといった考え方は、前述した科学技術社会論の立場からも不合理であるし、平成24年改正の趣旨からしても不合理といわざるを得ない。

2 福島第一原発事故による損害賠償請求訴訟に関する近時の裁判例

(1) 平成30年3月16日・東京地裁判決

原発に高度の安全性が求められること、その裏返しとして、原規委に認められる裁量が限定的であるべきことは、福島第一原発事故による損害賠償請求訴訟に関する近時の裁判例でも多数認められている。

例えば、平成30年3月16日・東京地裁判決（平成25年（ワ）第6103号，第19720号）は、福島第一原発事故の被害について、「多数の国民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし得るものであっただけでなく，現実に十万人を超える避難指示等区域内外の避難者を創出し，その避難者の陰核的利益及び財産的利益を侵害し，その避難者の人生そのものを変えてしまうばかりでなく，我が国の国土等の環境にまで広範に、長期的に、不可逆的に、甚大な被害を与え，国家予算等，ひいては，最終的に租税等の形でそれを支出等する国民等に対して重い負担を与え続けている」と認定したうえで（甲F105・304～305頁），原子炉等規制法等の趣旨について、「上記性質を踏まえ，原子力発電所が引き起こすおそれのある炉心損傷を伴う重大な事故（特に格納容器機能が喪失する極めて重大な事故）及びそれによる深刻な災害が万が一にも起こらないようにするためのものである」と認定している（甲F105・305～306頁）。

そして、原発に求められる安全性について、「重大な事故及び深刻な災害を万が一にも起こらないようにする程度の安全性を維持する義務をも定めてい

るものであると解するのが相当である」と、高度な安全性が求められることを認定している（甲F105・306頁）。

(2) 平成29年9月22日・千葉地裁判決

平成29年9月22日・千葉地裁判決（平成25年（ワ）第515号，第1476号，第1477号）も、「原子力は、通常の科学技術のレベルを超えた制御不能な異質な危険を内包し、このような異質な危険を利用する原子力発電所は、一たび事故を引き起こすと、広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境に対し、甚大かつ不可逆的な被害をもたらすことからすると、原子力発電所の稼働に当たっては、具体的に想定される危険性のみならず、抽象的な危険性をも考慮したうえで、広域・多数の国民の生命・健康・財産や環境が侵害されないための万全な安全対策の確保が求められるというべきである」と、その被害が通常の科学技術のレベルを超えた異質なものであること、そのため、抽象的な危険をも考慮しなければならないこと等を認定している（甲F106・113頁）。

そして、法が具体的な措置を省令に包括的に委任した趣旨（現行法との関係では、法が具体的基準等について原規委の定める規則に包括的に委任した趣旨と言い換えられる）について、「原子力発電所が国民の生命、健康及び財産を保護するに足りる技術基準に適合しているかの判断は、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子力発電所の技術適合性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適當ではないという点にある」として、法の委任の趣旨に即応性の観点が含まれることを認めている（甲F106・113頁）。

このような理解のもと、千葉地裁判決は、経産大臣の省令制定権限（現行

法との関係では、原規委の規則制定権限と言換えられる)について、「原子力の利用に伴い発生するおそれのある受容不能なリスクから国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的として、万が一にも事故が起これないようにするため、技術の進歩や最新の地震、津波等の知見等に適合したものにすべく、適時にかつ適切に行使することが求められ」とし、基準適合性についても、「技術基準に適合させる権限を適時にかつ適切に行使し、国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することが求められるというべき」とした(甲F106・113頁)。原発事故による損害を「受容不能」と認定している点、「万が一にも事故が起これないようにする」と伊方最高裁判決を適切に踏まえている点で、従来、住民側の主張を排斥して原発の再稼働を認めた裁判例と好対照をなしている。

(3) 平成30年3月15日・京都地裁判決

さらに、平成30年3月15日・京都地裁判決(平成25年(ワ)第3053号、平成26年(ワ)第649号、平成27年(ワ)第2241号)も、「そもそも、原子力発電所の安全性については、放射性物質の持つ特殊な性質からすると、極めて高い安全性が求められる」と明言し、その理由として、「原子力発電所において一度事故が発生し、放射性物質が放出される事態になれば、その影響は一時的、局所的にとどまるものではないため、放出された放射性物質の除去は容易ではなく、残存した放射性物質は一定期間放射線を放出し続けるなどして継続的に被害が及ぶこととなり、かつその影響は周辺の地域全体、場合により、市町村や都道府県を超えて、我が国内の相当広範囲に及ぶおそれがあり、周辺住民、場合により相当広範囲の住民の生命や身体、財産等に対し、取り返しのつかない損害を与える可能性を含んでいるから」と、被害の特異性に着目した判断を行っている(甲F107・65頁)。

また、法が原子炉の設置に関して許可制を採用し、稼働に際しても、「保安

院（当時）による検査等によって規制や監督を継続的に行う仕組みを構築していた」のであり、「そのような仕組みによって安全性が担保されるからこそ、前記のような危険性をもともと包含する原子力発電所の設置が許されるのであり、どれほど国民生活の水準向上にとって原子力発電所の必要性が高いとしても、そのような担保なしに設置を許容することは、周辺住民等の生命や身体、財産などの基本的な権利の保護や原子力発電に対する国民感情からして考えにくいところである」と、国民感情、社会通念から、原発に高度な安全性が認められることを認定している（甲F107・65頁）。社会通念が、原発の安全性を緩やかに解してもよいという理屈として用いられてきた原発差止訴訟と好対照をなす。

行政庁の裁量については、「原子力発電所の施設の安全性について監督権限を有している経済産業大臣は、常に最新の知見に注意を払い、現在の原子力発電所の安全性について、万が一でも事故が発生しないといえる程度にあるのかどうか、常に再検討することが求められている」としている（甲F107・66頁）。

これも即応性の表れであり、最新の知見を採り入れることを怠った場合には、裁量権の逸脱、濫用となり得る。なお、京都地裁判決が考える「極めて高い安全性」の内容が、「万が一でも事故が発生しないといえる程度」を指すこともうかがえる¹⁴。

¹⁴ なお、従来の民事差止訴訟において、住民側が「極めて高度な安全性」「万が一にも事故を起こさない程度の安全性」が求められると主張してきたことに対し、絶対的安全は考え難いという理由、ないし、そこまで高度な安全を要求することは絶対的安全を求めるに等しいという理由で排斥したものが散見されるが、原告らが主張する「万が一にも事故を起こさない程度の安全」は、客観的に万が一にも事故が起こらないという意味での絶対的安全ではなく、通常人をして「万が一にも事故が起こらない」と認識し得るという意味での安全であり、相対的安全の一つのレベルと捉えている。上記のような理由で排斥することは原告らの主張を正しく踏まえたものではなく、許されない。

(4) 小括

このように、福島で実際に起こった事故の損害賠償訴訟においては、多数の裁判例において、被害の特異性に着目して、原発に高い安全性、万が一にも事故を起こさない程度の安全性が求められることが認定されている。これに対し、住民側の主張を排斥して原発の再稼働を認めた民事差止訴訟においては、これと異なり、社会通念や法の趣旨を根拠とする緩やかな安全性が認定されてきた。法の趣旨が、そのような緩やかな安全性を許容するものではないことは上記裁判例から明らかであり、不合理である。損害賠償訴訟と差止訴訟とで、原発に求められる安全性の程度が異なるというのは、ダブルスタンダードであって許されない。

3 科学の不定性を踏まえた司法審査の在り方

科学の不定性を踏まえた司法審査の在り方については、第2において詳述してきた。

要するに、問題の本質は、地震や火山といった自然現象の予知や予測には極めて大きな不定性、不確実性が存在することから、特定の見解、支配的な見解も大きな不確実性を内包しているということである。そのため、特定の見解や支配的な見解だけに拠ったのでは、原発に求められる「万が一にも事故を起こさない程度の安全性」を確保できない。

支配的な見解に至っていないような知見であっても、これを考慮することが科学の不定性も踏まえた安全側に立った判断であり、それこそ、通常人をして「万が一にも事故を起こさない程度の安全性」が確保されているといえる。問題は、どの程度の見解（いわば少数説）までを考慮する必要があるのかということにある。第2で述べたとおり、原告らとしては、ドイツの裁判例にあるように、代替可能な全ての見解（つまり、一見して明らかな論理矛盾や経験則違反のない見解）であれば、それが理論的なものに過ぎなくても考慮すべきと

考える（その際に、具体的な判断過程を示さずに、「総合考慮」という形でその見解を採り入れない判断を行うことは、判断過程が明らかにならないという意味で許されない）。

4 3に関する近時の裁判例

(1) 京都地裁判決

ア この点についても、福島第一原発事故による損害の賠償請求訴訟における判示が参考になる。

イ まず、前掲京都地裁判決は、行政庁が最新の知見として考慮すべきものとして、「不可能を強いることは当然できないことから、あらゆる知見をもとにすべきであるとか、どのような内容の知見も取り入れるべきであるということとはできない」と述べている（甲F107・66頁）。

この点については原告らも同様に理解しているが、「不可能を強いることはできない」という点は注意が必要である。前述したドイツにおける原子力規制では、周辺住民の生命や健康といった利益からして必要であると判断されるものであれば、たとえ「技術的に不能であっても」対策を講じなければならないとされているが、京都地裁判決が、技術的に不可能な対策を強いるような知見は考慮しなくてよいと考えているのであればそれは誤りであろう。

ウ 次に、京都地裁判決は、「原子炉施設の安全性、ことに津波のような自然災害に対する防災対策を考えるにあたっては、…（略）…予見可能性の前提となる知見が科学的に確立され、専門家の中でも統一した見解となっていなければならないことまで要求されるものではない」と、通説の見解だけに依拠するのでは不十分であることを指摘している。

同判決は、その根拠として、「原子炉施設には高い安全性が求められていることに加えて、地震や津波といった自然科学の分野において、将来の地

震や津波の発生については、もともと正確に予測を行うことは非常に困難であり、予測に関する知見もある程度幅を持ったものでしかあり得ない。本件記録中にある各種論文をはじめとした地震や津波の発生に関する学説などによると、歴史的事象の研究の進展や新たな事態の発生などにより、知見に相当変化が生じているし、かつては少数であった知見が支持を獲得していくことや、その逆も十分あり得る。そうすると、被告らが主張するように、科学的知見が確立するまでは、原子炉の安全性を検討するにあたっての検討対象にする必要はないとすれば、この分野における新しい知見については、おおよそ検討しないでよいということにもなりかねないし、高い安全性が求められる原子炉施設の改善の措置について、程度問題はあるとはいえ、何らの改善の着手さえ不要であるとの結論につながりかねないのであるから、専門的知見として確立に至る前であっても、予見にかかる検討対象とすべき場合があるといえる」と判示する（甲F107・66頁）。

まさに、原告らが主張する科学技術社会論（STS）を踏まえた判断であり、本件においても、基本的に同様の解釈がなされるべきである。

(2) 千葉地裁判決

前掲千葉地裁判決も、「原子力発電所においては、一度過酷事故が起きれば国民の生命身体に不可逆的で深刻な被害をもたらすおそれがあるのであって、同事故による被害の経験を踏まえ、将来的に被害の再発・拡大を防止するという考えは採れない上、そもそも、炉規法等の一連の安全規制の法制度も、原子炉事故による深刻な災害が万が一にも起こらないようにするという目的を達する点にある。そうであるとすれば、万が一にも過酷事故を起こさないようにすべく、予見可能性の程度としても、無視することができない知見の集積があれば一応足りるというべきであり、無視することができない知見が

示された場合には、経済産業大臣は、その知見の精度・確度の検証を含めた情報収集をし、対応することが相当というべきである。」と述べる（甲F106・119～120頁）。

また、そのように解さず、「予見可能性の程度として、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性、すなわち、専門研究者間で正当な見解として通説的見解といえるまでの知見を要求した場合」には、「そのような確立が見られるまで原子力発電所における潜在的な危険性を放置することになりかねない。」と述べて、京都地裁判決と同様に、通説的見解だけに依拠することの不合理性を指摘する（甲F106・121頁）。

(3) 東京地裁判決

このことは、前掲東京地裁判決でも同様であり、「発生可能性や頻度を科学的に一義的に特定することが困難な津波について、安全側に立って、科学的な立証や学界の統一の見解の形成までではなくとも、相当な権威のある機関や専門家等によって相当な手続で、相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解に基づく結果に関しては、予見義務があると解することが相当である。」と、通説的見解だけに依拠してはならない旨判示している（甲F105・311頁）。

もっとも、東京地裁判決は、「相当な権威のある機関や専門家等によって相当な手続で、相当な根拠をもって作成された科学的に十分に合理的な見解」についてのみ予見義務があるとするが、それは狭きに失する。このように通説的見解以外の知見についても考慮しなければならない根拠は、科学の不定性が大きい分野について、万が一にも深刻な災害を起こさないようにするという人格権保護の観点にあり、そのためにも即応性が求められる。採り入れるべき知見を「十分に合理的な見解」に限定することは、即応性が損なわれ、人格権保護の観点から問題がある。

第5 「行政庁の第一次的判断の尊重」は重視されるべきではないこと

1 平成30年3月19日・函館地裁判決

行政訴訟ではないものの、近時、原発の差止に関して出された裁判例として、大間原発に関する平成30年3月19日・函館地裁判決（平成22年（行ウ）第2号ほか）がある。

函館地裁判決は、事業者に対する差止訴訟との関係で、原規委の設置変更許可の判断が出る前の段階にあっては、未だ許可の見通し、運転開始の具体的目的が立っておらず、その時点で人格権侵害の具体的危険性を直ちに認めることは困難であるとし、事業者の主張が具体的審査基準に適合しているか否かという判断については行わず、安全審査に用いる具体的審査基準それ自体に不合理な点があるか否かに限って判断したものである。

この判決は、民事差止訴訟の本案と仮処分とを混同し、本案の差止請求に対して、仮処分に求められるような被害の切迫性を要求するに等しい判断となっている点、行政訴訟においては、明文で行政判断に先んじて司法判断がなされることを認めているにもかかわらず（例えば行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）3条7項）、行政庁の専門技術的裁量という一事を理由として司法判断を回避した点、実質的に見ても、原発訴訟は通常の訴訟と比較して相当長期に及ぶことが多く、行政判断を待ってから訴訟に訴えたのでは、住民らの人格権侵害に対する救済が間に合わない点において、理論的にも実質的にも極めて不合理な判決である。

この判決は、本件のように、原規委の処分がなされた事案には適用されないものの、その根底に、「行政庁の第一次的判断権の尊重」という考え方が横たわっているように思われるため、この点について述べておく。

2 「行政庁の第一次的判断権の尊重」のドグマ

「行政庁の第一次的判断権の尊重」とは、行政法における取消訴訟中心主義との関係で語られた法理論であるが、平成16年の行訴法改正によって、この考え方からの脱却が図られている（甲 F97。塩野宏『行政法Ⅱ - 行政救済法〔第四版〕』有斐閣，77頁）。これらの考え方は、戦前のドイツにおける行政優位の国家観の産物であり、少なくともわが国の現在の法理論として重視されるべきものではない。

この点について、元最高裁判事である行政法の藤田宙靖・東北大学名誉教授は、司法制度改革審議会におけるヒアリングで、以下のように述べている（甲 F108）。

「考えなければならないのは、法治主義の論理の下で、何故、このような行政庁の優越的な地位が理論的に認められ得たか、ということである。例えば、『行政運営の円滑性の保障』ということが言われるが、本来法律に違反してまでも行政に円滑性を求めるということは、法治主義の見地からは理論矛盾なのであって、それだけでは、広く通用力を持つことにはならない。私はこの点、関係者間に『行政法の適用に当たっては、行政庁こそが本来最も適切な判断をすることができる』という認識（その意味での行政に対する信頼感、及びその反面としての、司法及び一般国民に対する不信感）が意識無意識中に広く支配していたことこそが、大きな原因であったものと考えている。この認識を最も明確に表しているのが、『行政庁の第一次的判断権の尊重』という考え方であって、この考え方は、…（略）…実体審理に関する裁量処分の司法審査の限定の理由としても引き合いに出されている。…（略）…こういった、『厳正にして的確な法適用者としての行政庁』への信頼感は、元を辿れば、ドイツ公法学とりわけグナイスト流のプロイセン型法治国家観にそのモデルを見ることができるが、この考え方は、もともと『中立にして公正な公益実現者であるところの行政』という行政官僚への信頼に基づくものであって、…（略）…ドイツの場合

には、少なくともボン基本法の成立と共に、こういった考え方はもはや通用し得なくなつて」いる。「わが国の場合には、少なくとも昭和三十年代においては未だ、この点の法思想上の清算がなされていなかったというべきである。…(略)…しかし、こういったシステム及びその前提となる考え方を根本的に考え直して、新たな『この国の形』を構築しようというのが、例えば、行政改革会議の最終報告に現れた行政改革の理念であったのであって、そこでは、政策の企画・立案という機能につき、行政主導から政治主導へと改革することが必要とされたのであった。同様にして、法律の解釈・適用という機能についても、対司法権との関係において、行政官僚に対する先のような信頼感はひとまず白紙に戻して、制度の再構築が試みられなければならないものとする」（甲F108・2～3頁。なお、引用文中の傍点は引用者が付した。以下同じ。）。

藤田教授は、このように述べて、司法の行政に対するチェック機能の強化を主張されていたのであるが、福島第一原発事故後、原発の稼働を認めてきた裁判例の多くは、専門技術的裁量の名を借りて、民事訴訟と行政訴訟とを混同しながら、この「行政庁の第一次的判断権の尊重」という時代錯誤の固定観念に引きずられてきたといわざるを得ない。

3 原子力行政に対する健全な警戒心を失ってはならないこと

百歩譲って、「行政庁の第一次的判断権の尊重」という概念を承認するとしても（本件は行政訴訟であるから、そのような考え方もあり得ないではない）、果たして、福島第一原発事故を惹き起こし（国会事故調査報告書は、同事故が安全文化を形成してこなかった関係者による人災であることを認定している）、未曾有の災害を惹き起こした原子力行政に、藤田教授が述べるような「中立にして公正な公益実現者であるところの行政に対する信頼感」はもはや存在しないことは明らかである。

櫻井敬子教授（行政法）は、この点について、「現実に未曾有の事故を経験し

たわが国固有のコンテクストからすると、原子力行政はいまだ信頼を回復するには至っていないという厳しい認識が必要である」と述べる（甲F104・70頁）。また、事故後、原規委が創設され、原子力規制が一定程度厳格化されたことを考慮しても、「新組織になったからといって、その策定に係る行政基準を留保なく承認できるかという、そのような評価をするのは早計である。原子力行政は、文字通り取り返しのつかない失敗をしたばかりであり、…（略）…人材の問題を含め、特にその専門的能力に対する疑問が提示されたことには理由がないわけではない。さらに、エネルギー政策は国策的な側面が強く、政治的動きと無関係でいることが難しい分野であって、民間人を構成員とする若い行政委員会が、そうした渦中であってどこまで安全性を純粋に追求し続けられるのかについては率直に言って覚束ないところがある。いつの間にか新たな『安全神話』が作られないとも限らず、また、電力業界の構造からして、新行政組織が再び国会事故調査委員会のいう『規制の虜』とならない保証はない。原子力行政分野においては行政当局に対する健全な警戒心を失ってはならず、それは福島第一原発事故の最も重要な教訓というべきであろう。結果として、権力分立構造のもとで裁判所の役割が相対的に重要度を増すことになる」と述べ、行政に対する信頼感は福島第一原発事故後回復したとは言い難いことを指摘している（甲F104・71頁）。

これらの指摘は、原発の安全性に不安を訴える多くの国民の感覚とも合致するものであり、ごく常識的な認識といえる。行政庁の第一次的判断権の尊重というドグマは、少なくとも原発の許可に関しては適用されてはならず、司法は、行政に対する健全な警戒心を持ちつつ、積極的に処分の違法性を判断すべきである。

第6 結語

以上述べてきたとおり、本件においては、科学の不定性を的確に理解するこ

とが不可欠であり、それなしに、原発の安全性、原規委に認められる専門技術的裁量の内容を適切に判断することはできない。また、科学の不定性を踏まえれば、被告が特定の見解、支配的な見解だけに依拠して他の代替可能な見解を考慮しない場合には、その判断には過誤、欠落があるというべきである。

支配的な見解に至っていないような知見であっても、これを考慮することが科学の不定性も踏まえた安全側に立った判断であり、そうでなければ、原発に求められる「万が一にも事故を起こさない程度の安全性」を確保できない。

これまで原発の差止訴訟において、福島第一原発事故を経てもなお、社会通念を理由に、住民らの人格権侵害の具体的危険はないという判断が散見された。

「社会通念」とは必ずしも世論調査の結果だけで決まるものではないが、現実の世論調査で、現行の新規制基準を前提とした場合に、福島第一原発事故のように、周辺住民が避難しなければならないような重大な事故が起こると思うかという質問に対し、8割以上が「あると思う」と回答している（図表5）。

問6 一新規制基準での事故の不安—

東京電力の福島第一原発事故を受けて、新しい規制基準が制定されました。あなたは、この新しい基準に適合した原発でも、住民が避難するような事故が起きるおそれがあると思いますか。それとも思いませんか。次に読み上げる4つの中からお答えください。

	薩摩川内市 (%)		周辺地域 (%)		福岡市 (%)		全国 (%)
1. 大いにあると思う	28	<	36		32	<	36
2. ある程度あると思う	44		45		47		45
3. ほとんどないと思う	18	>	10	>	12	>	9
4. まったくないと思う	4	>	2	>	1	>	1
5. わからない、無回答	7		7		8	<	9
(まとめ)							
1. あると思う (1+2)	72	<	81	<	79	<	81
	V		V		V		V
2. ないと思う (3+4)	21	>	12	>	13	>	10

図表5 甲F109 NHKによる世論調査結果(2014)

また、原発の稼働に対しても、賛成する者の多くは、「原発の安全性が向上したから」という理由ではなく、「電力の安定供給に必要だから」「地域の経済が活性化するから」という理由で賛成しているにすぎず、原発の安全性が向上したという認識は国民の間にはほとんど存在しない（図表6及び7参照）。

問2 一川内原発再稼働・賛成の理由—

〔問1で「1. 賛成」または「2. どちらかといえば賛成」の人に〕あなたが賛成する理由は何でしょうか。これから読み上げる6つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。

	薩摩川内市 396人 (%)	周辺地域 366人 (%)	福岡市 367人 (%)	全国 315人 (%)
1. 電気料金の値上げに歯止めがかかるから	7 <	16	8 <	13
2. 電力の安定した供給に必要なだから	32 <	39 <	58 <	54
3. 地域の経済が活性化するから	43 >	25 >	12 >	13
4. 地球温暖化対策に役立つから	5	4 <	9 <	9
5. 原発の安全性が向上したから	4	6	5	4
6. 政府などの説明で、住民や国民の理解が進んだから	4	3	2	3
7. わからない、無回答	6	7	6	4

問3 一川内原発再稼働・反対の理由—

〔問1で「3. どちらかといえば反対」または「4. 反対」の人に〕あなたが反対する理由は何でしょうか。これから読み上げる5つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。

	薩摩川内市 354人 (%)	周辺地域 628人 (%)	福岡市 520人 (%)	全国 571人 (%)
1. 原発の安全性に不安があるから	36	39	41	42
2. 事故に備えた避難計画が十分でないから	11	11 >	6 >	5
3. 政府などの説明不足で、住民や国民の理解が進んでいないから	7	6	7	11
4. 事故が起きた場合の責任を誰が負うのか明確でないから	14 <	20	14	11
5. 原発から出る核のゴミの処分問題が解決していないから	22	20	26	26
6. わからない、無回答	10 >	5 >	5 >	5

図表6 甲F109 川内原発再稼働に賛成ないし反対する理由

Q2(「1. 賛成」「2. どちらかといえば賛成」と答えた人に) あなたが賛成する理由は何でしょうか。 次に読み上げる6つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。				
	①	②	③	④
1. 原発の安全対策が進んだから	14.2 %	9.1 %	12.9 %	12.3 %
2. 地域経済や雇用の確保に必要なだから	56.5 %	39.8 %	46.1 %	21.0 %
3. 住民や国民の理解が進んだから	1.2 %	1.3 %	1.2 %	3.0 %
4. 電気料金が抑えられるから	5.2 %	16.2 %	5.4 %	17.7 %
5. 地球温暖化対策に役立つから	5.2 %	4.5 %	9.6 %	6.7 %
6. 電力の安定供給に必要なだから	13.2 %	26.9 %	24.0 %	36.7 %
7. その他	0.0 %	0.3 %	0.0 %	0.7 %
8. わからない、無回答	4.4 %	1.9 %	0.9 %	2.0 %
	(分母= 499人)	309人	334人	300人
Q3 (「3. どちらかといえば反対」「4. 反対」と答えた人に) あなたが反対する理由は何でしょうか。 次に読み上げる6つの中から最も当てはまるものを1つ選んでお答えください。				
	①	②	③	④
1. 原発の安全性に不安があるから	30.7 %	48.2 %	46.8 %	45.2 %
2. 避難計画が十分でないから	7.4 %	5.5 %	3.8 %	2.2 %
3. 住民や国民の理解が進んでいないから	4.2 %	3.9 %	4.3 %	6.8 %
4. 事故が起きた場合の責任の所在が明確でないから	18.5 %	10.2 %	12.5 %	11.7 %
5. 原発から出る核のゴミの問題が解決していないから	17.5 %	16.6 %	19.9 %	17.4 %
6. 原発が無くても電力は足りているから	16.4 %	12.3 %	10.1 %	15.0 %
7. その他	0.0 %	0.5 %	0.0 %	0.0 %
8. わからない、無回答	5.3 %	3.0 %	2.6 %	1.8 %
	(分母= 189人)	440人	417人	454人

図表7 甲F110 高浜原発再稼働に賛成ないし反対する理由

一方で、原発の稼働に反対する者は、多くが「原発の安全性に不安があるから」「核のゴミの処分問題が解決していないから」という理由で反対しているのであり、このことから、新規制基準が、社会として求められる安全性の水準に達していないこと（少なくとも、多くの国民はそのように認識していないこと）は明らかである（図表6及び7参照）。

▶ 「社会通念」はどこにあるのか

	川内原発の 再稼働（2014）	高浜原発の 再稼働（2015）
安全だから 賛成	32%×4% = 1.28%	37.7%×12.3% = 4.64%
安全じゃないから 反対	57%×42% = 23.94%	57.1%×45.2% = 25.81%

→裁判所は、これまでの訴訟で、「どんなに必要でも安全を下げることは許されない」と判断し続けてきた。「安全に不安がある」というのは大多数の国民の共通認識なのだから、どんなに必要でも止めるべき。

図表8 「安全だから賛成」と「安全ではないから反対」の割合

従来、多くの裁判例は、いかに原発が必要であっても、それだからといって安全性の程度を切り下げることは許されないと判断してきた。図表8に示すように、国民の多数は、原発が安全ではないから稼働に反対すると考えており、他方、原発を稼働すべきと考えている人々も、「安全だから」ではなく「必要だから」と考えていることは明らかである。しかし、司法は、このような原発が必要だから安全を切り下げてでも稼働すべきという立場に与することは許されない。それは、原発事故によって失われる利益が、極めて多数の人々の生命、健康、財産及び環境という極めて重大な利益だからであり、そのような重大な利益に対する侵害を未然に防止することが司法の役割だからである。

この一事をもっても、原発は差し止められるべきである。御庁の適切な判断を切に希望する。

以 上